

## 豊橋市経営幹部人材育成支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市経営幹部人材育成支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、市内に事業所を有する中小事業者等が実施する経営幹部人材育成のための講座等の受講に要する経費に対して、市が予算の範囲内において補助することにより、中小事業者等の経営幹部となる人材の育成を促進することにより安定的な企業経営を確立し、もって市内における中小事業者等の持続的な発展に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する信用協同組合をいう。

(2) 経営幹部人材育成のための講座等 次のアからウまでの要件の全てを満たす講座等をいう。

ア 中小事業者等が、自社の経営幹部となる人材に職務として命令して受講させるものであって、市長が別に定める基準を満たすものであること。

イ 職業に関する知識、技能若しくは技術を習得させ、又は向上させることを目的とする研修を行う団体の設置する機関（自社の研修機関以外の研修機関に限る。）が実施するものであること。

ウ 自社の経営幹部となるために必要な能力の向上又は技術、知識等の習得に資するものと市長が認めるものであること。

(3) 経営幹部 会社法（平成17年法律第86号）第423条第1項に規定する役員等のうち、取締役、監査役、執行役その他市長が別に定める役職者をいう。

### (補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす中小事業者等とする。

- (1) 補助金の交付を申請する日が属する年度において、豊橋市人材育成推進宣言制度実施要綱（令和6年5月9日決裁）に基づく人材育成推進宣言企業であること。
- (2) 経営幹部人材育成のための講座等の受講に要する経費を負担した者であること。
- (3) 経営幹部人材育成のための講座等の受講による成果を自社内で共有すること。
- (4) 経営幹部人材育成のための講座等の受講による成果を、交流会への参加などの市の取組等への協力を通じて広く周知すること。
- (5) その他市長が別に定める要件を満たす者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 申請しようとする年度において補助金の交付を受けた者
  - (2) 過去に同一の内容で補助金の交付を受けた者
  - (3) 本市に納付すべき市税を滞納している者
  - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
  - (5) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者
  - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - (8) その他市長が適当でないと認めた者
- （補助事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率（補助限度額含む。）は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする年度と同一年度において次に掲げる助成金の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業は、補助

事業としないものとする。

- (1) 本市の他の制度に基づく助成金
- (2) 国、都道府県等の制度に基づく助成金  
(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市経営幹部人材育成支援補助金交付申請書（様式第1）及び企業概要書（様式第2）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書又は個人事業の開業・廃業等届出書若しくは確定申告書の写し
- (2) 受講する経営幹部人材育成のための講座等の内容が確認できる書類
- (3) 受講者が自社の従業員であることが確認できる書類
- (4) 経費予算内訳書（様式第3）

（交付の決定及び額の決定）

第7条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知は、豊橋市経営幹部人材育成支援補助金交付決定通知書（様式第4）によるものとする。

（計画変更等の承認）

第8条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市経営幹部人材育成支援補助金計画変更等承認申請書（様式第5）に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めたときは、豊橋市経営幹部人材育成支援補助金変更等承認通知書（様式第6）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、豊橋市経営幹部人材育成支援補助金実績報告書（様式第7）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 経費決算内訳書（様式第8）
- (2) 補助対象経費の支出を証する書類
- (3) 補助事業を実施したことが確認できる書類等

（補助金の額の確定）

第10条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、豊橋市経営幹部人材育成支援補助金確定通知書（様式第9）により通知するものとする。

（検査等）

第11条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、補助金を受け又は受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は減額し、若しくは全部又は一部を返還させることができる。

- （1） この要綱に違反したとき。
- （2） 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- （3） 前2号に定めるもののほか、この補助金の交付に関して市長が適当でないと認めたとき。

（書類の保存）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

（事前着手）

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定前に補助事業に着手してはならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第5条関係）

| 区分   | 内容                                               | 備考                                         |
|------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 補助事業 | 補助金の交付決定を受けようとする年度と同一の年度内における、経営幹部人材育成のための講座等の受講 | 1 勤務地が市内の中小事業者等の事業所の従業員（1名に限る。）が受講するものに限る。 |
|      |                                                  | 2 申請できる回数は、一の中小事業者等につき、1回限りとする。            |
|      |                                                  | 3 申請できる補助事業に係る経営幹部人材育成の                    |

|        |                                |                                                                                                                                      |
|--------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                                | <p>ための講座等の回数は1回に限るものとする。ただし、内容に連続性があり一連のものであると市長が認める経営幹部人材育成のための講座等にあつては、その連続するものを1回とみなす。</p> <p>4 eラーニング又は通信制のみによる受講は、補助事業としない。</p> |
| 補助対象経費 | 経営幹部人材育成のための講座等の受講に要する受講料及び教材費 | 1 消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額は、補助金の対象外とする。                                                                                               |
|        |                                | 2 領収証その他の書類により、支出が証明できるものに限る。                                                                                                        |
| 補助率    | 補助対象経費の4分の3以内                  |                                                                                                                                      |
| 補助限度額  | 700,000円                       | 1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。                                                                                                      |

#### 附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。ただし、令和6年度中に実施された経営幹部人材育成のための講座等に係る補助金の交付については、令和6年度中に限り、第9条の規定中「当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに」とあるのは、「令和7年3月31日までに」と読み替えるものとし、第14条の規定は適用しない。

#### 附 則

この要綱は、令和6年12月11日から施行する。